

行政からの生産性革命の推進について ～総務省の取組～

平成30年3月30日
野田議員提出資料

マイナンバー・マイナンバーカードの利活用推進

- マイナンバー・マイナンバーカードは、誰でも利用できる**安心・安全な情報社会のインフラ**。**オンライン化推進の鍵**。
- マイナンバーカードの官民での利用拡大により、「**生産性革命**」「**デジタル・ガバメント**」を推進。

マイナンバーを活用した情報連携

- ✓ 国の省庁、地方公共団体など行政機関を超えた**情報のバックヤード連携**（H29年11月13日～本格運用）
- ⇒ **行政手続における添付書類省略（ペーパーレス化）、ワンストップ化**

マイナポータルの利便性向上

- ✓ サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の提供
・子育て支援ワンストップサービスを展開中
- ⇒ **官民オンライン手続のプラットフォームの提供、プッシュ型サービスの推進**

地方公共団体の窓口業務の効率化にも
マイナンバーシステムを活用

- ・情報連携による添付書類削減、ワンストップ化
- ・カード情報を活用した申請書自動記載
- ・コンビニ交付、オンライン申請など非対面手続の拡大

公的個人認証サービスの利用拡大

- ✓ 電子申請可能な手続の拡大
- ✓ コンビニ交付サービスの導入市町村の拡大
（H29年度末見込：515市町村、8,569万人が利用可）
- ⇒ **オンライン行政手続の拡大**
- ✓ 非対面での有効な本人確認手段（犯罪収益移転防止法令にも適合）
- ✓ 大臣認定を受けた利用事業者 12（H30年1月現在）
（拡大する利用範囲）
 - ・オンライン口座開設
 - ・オンライン住宅ローン契約締結
 - ・母子健康情報サービスアプリ
 - ・敬老パス
 - ・チケット不正転売防止・チケットレス入場（美証）等
- ⇒ **信用度の高い認証基盤を提供、民間オンラインサービスの開発・提供を後押し**



マイナンバーカードのICチップを活用し
マイキープラットフォーム構想を推進

- ・地域経済応援ポイントの全国的な展開
- ・公共施設等の利用者カードの一元化

「生産性革命」「デジタル・ガバメント」の推進

マイナンバーカードの取得促進について

情報連携やマイナポータルの本格運用開始等を踏まえ、これらマイナンバー制度の利便性及びそれらを支えるツールとしてのマイナンバーカードの利点について、より幅広く周知・広報に取り組む

1. 「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の実施

マイナポータルの本格運用開始や確定申告等を見据え、遅くとも平成29年11月には開始し、期間を定めて、以下に配意しつつ、各種取組を集中的に実施することを要請。

- 市区町村間の連携や都道府県による調整を通じ、近隣団体で同時期展開
- 無料顔写真撮影、オンライン申請の補助、土日・平日夜間の開庁時間延長
- 子育てワンストップサービス関係部署との連携
- 税申告会場における申請受付(税担当部局や税務署との連携)
- 運転免許証自主返納者等に対する取組み(警察署や運転免許センターとの連携)
- 差出期限切れの交付申請書用封筒(料金受取人払)の延長利用、ダウンロード様式の周知・広報

2. マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカードの取得促進に向けては、マイナンバーカードの利点を認識することが重要。以下のような利活用推進策を実施することを要請。

- 職員証としての利活用推進等、職員の交付申請促進
- コンビニ交付サービスの導入促進(平成29年12月1日現在:462団体・対象人口8,064万人。大手コンビニ3社含め11社で対応。全国約53,000店)
- マイナポータルを活用した新たな行政サービスや行政手続の検討及び実施
- マイナンバーカードの券面情報を活用した申請書等の自動記載導入の検討及び実施(申請者の申請書記載及び職員の記載ミス確認の負担を軽減)
- 官民連携したマイナンバーカード利活用推進策について民間事業者への協力要請

(取組内容の調査及び取組拡大に向けた情報提供)

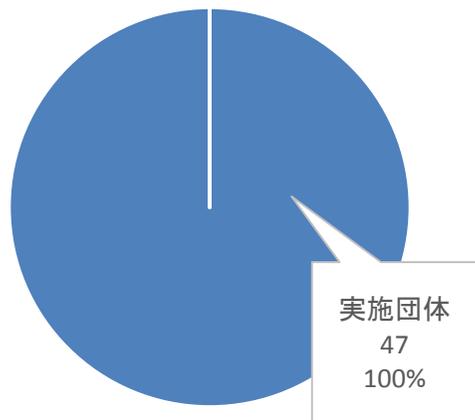
本通知を受けて展開される取組みの内容については、平成29年10月末時点で調査を行い、その結果を同年12月14日に地方公共団体に提供し、あわせて公表している。

マイナンバーカード取得促進キャンペーンの取組状況・予定の概要

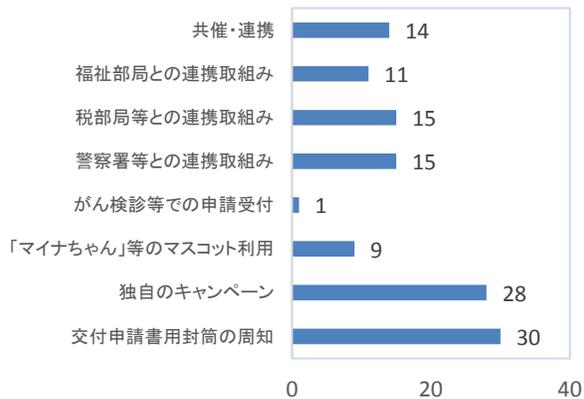
全ての都道府県と指定都市、9割の市区町村がマイナンバーカード取得促進キャンペーンを実施または予定。
取組で多いのは、マイナンバーカード交付申請書用封筒の周知・利用促進、土日、平日夜間の開庁、無料写真撮影となっている。

1. 都道府県の取組

都道府県の取組割合

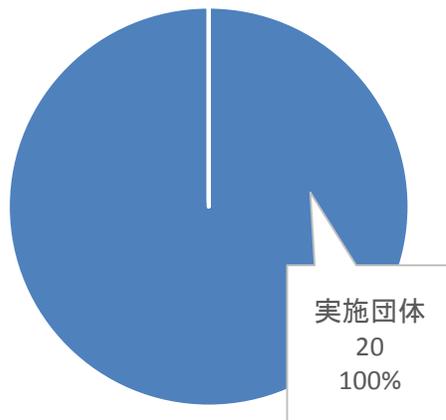


都道府県の取組内容

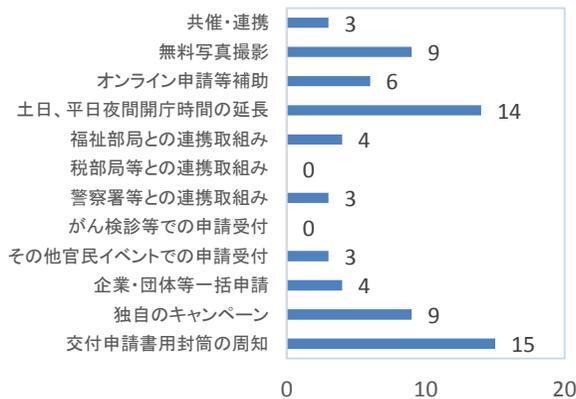


2. 指定都市の取組

指定都市の取組割合

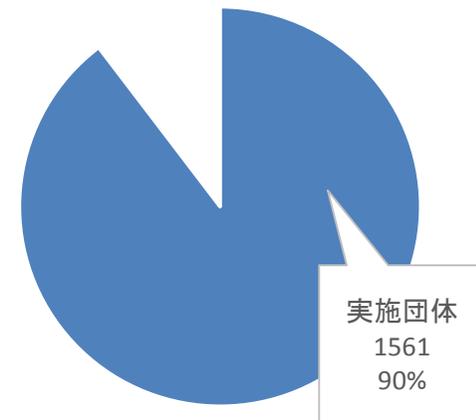


指定都市の取組内容

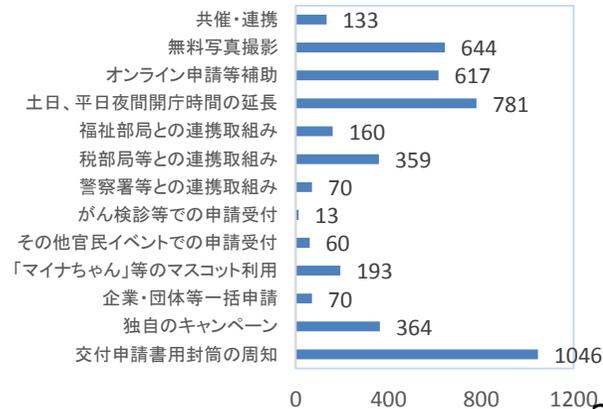


3. 市区町村の取組

市区町村の取組割合



市区町村の取組内容



来庁機会をとらえたマイナンバーカードの交付申請促進

平成30年3月19日付け

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局長 } 宛て通知発出
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局長 }

マイナンバーカードの申請を受け付ける窓口を所管する部局など、貴団体内の関係部局においても、住民と接する機会などを活用し、マイナンバーカードをはじめとするマイナンバー制度の誤解の払拭に努めていただきますようお願いいたします。

特に、年度末・年度初めは住所変更の届出のため通知カードを持参する住民の方々の来庁機会も多いことから、この機会を捉え、申請時来庁方式(申請時に市町村が指定する場所に来所させ本人確認を行い、交付時には来庁等することなく、本人が確実に受け取れる方法でカードの交付を行う方式)を活用したマイナンバーカードの交付申請促進(注:参考資料)などの積極的な取組みをお願いいたします。

マイナンバーカードとスマートフォンによるアクセス手段の多様化

① カードリーダー機能のあるスマートフォンの普及 (パソコン、カードリーダーの不要化)

- スマートフォンでマイナンバーカードの電子証明書を読み取り、電子申請・Webサイトへのログインが可能となる端末の普及に向け周知等を実施
- 平成28(2016)年秋以降、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンが順次発売。現在30機種が対応*

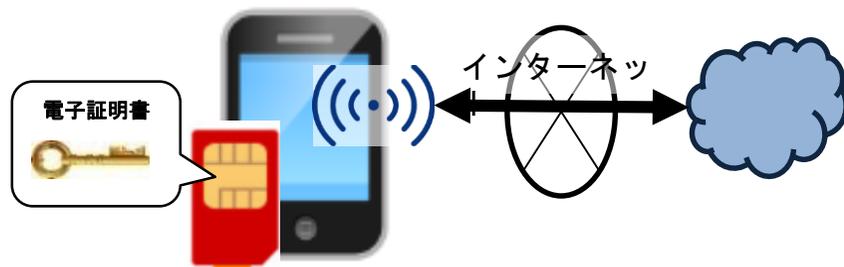
※ シャープ製、富士通製、ソニー製がそれぞれdocomo、au、ソフトバンクなどから発売)



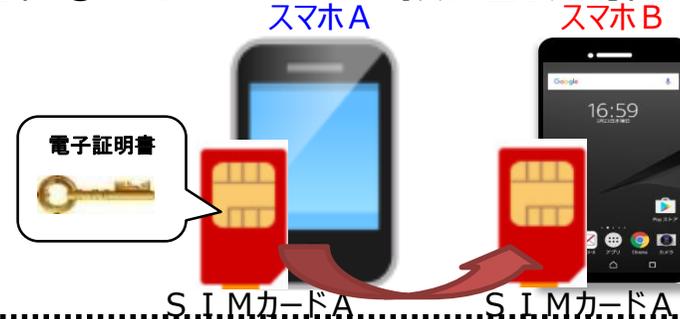
② 電子証明書機能のスマートフォンへの搭載(①に加えマイナンバーカードを持ち歩き不要化)

- マイナンバーカードが手元になくても、スマートフォンだけで本人確認やログインを可能とするため、スマートフォンの特性を踏まえた電子証明書の搭載方法等について、実現に向けた技術実証等を実施中
- <スマートフォンの主な特性>

✓ 特性①：常時、インターネットに接続



✓ 特性②：SIMカードの抜き差しが可能



參考資料

マイナンバーカード取得促進のための 先進事例集(その3)



マイナ
ちゃん

平成30年3月16日
総務省自治行政局住民制度課



マイキー
くん

目次

【申請時来庁方式を活用した積極的な申請促進】

- ①申請時来庁方式の活用①(常時、来庁者向け、郵送申請)(群馬県伊勢崎市)..... 1p
- ②申請時来庁方式の活用②(随時、庁舎内外で可、オンライン申請)(福島県福島市)..... 2p
- ③申請時来庁方式の活用③(特定日時、庁外公共施設・不特定多数対象、郵送申請)(群馬県伊勢崎市)..... 3p

【税申告会場の機会を捉えた取得促進】

- ①マイナンバーカード持参者専用受付窓口の設置(鹿児島県奄美市)..... 4p

【ライフスタイルやICTリテラシーに応じた申請・交付のサポート】

- ①学生を対象とした学校での申請窓口・交付窓口開設(宮崎県都城市)..... 5p
- ②高齢者による高齢者のためのマイナンバーカード取得支援(愛知県犬山市)..... 6p

○申請時来庁方式の活用①(常時、来庁者向け、郵送申請)

1. 概要

- 常時、申請時来庁方式による申請を受付け、顔写真撮影サービスをあわせて実施
特に、転入・転居届出(住民異動届出)等で通知カードを持参して来庁する場合に有効

2. ポイント(実施:平成28年8月～)

- 交付時来庁方式の課題
(住民側)写真の用意が手間
不慣れな端末入力に時間
(職員側)住民の来庁時間が予測不能
カード準備に時間



- 申請時来庁方式のメリット

- (住民側) 再度の来庁(待ち時間)・再度の書類提示が不要(①)
顔写真の準備不要(②)
- (職員側) 通知カード記載事項変更の省略(③)
申請者の来庁時刻に関わらず作業可(事務の平準化)(④)

(例: 転入・転居届出とカード交付申請手続)

	転入・転居届		カード交付申請		カード交付	
	住民	職員	住民	職員	住民	職員
交付時 来庁 方式	・届出書記載 ・本人確認書類 ・通知カードの 持参・提示	・通知カード 住所記載 変更 ③	・顔写真の用意 ・申請書の記入 ↓ ・郵送・スマホ・ PC等で申請	—	・来庁、受付待機 ・本人確認書類、 通知カードの 持参・提示	・交付通知書発送 ・来庁者カードの 準備 ・本人確認 ・カード交付
申請時 来庁 方式	住民 ・届出書記載 ・本人確認書類、通知カードの 持参・提示 ・カード交付申請書の記入		職員 ・顔写真撮影 ・本人確認 ②	住民 — (来庁不要)	職員 ・本人限定受取郵 便でカード交付 ④	①



3. 効果

申請	申請時来庁方式による申請受付数		〈参考〉 交付	全体交付枚数	
		うち届出と同時に申請			うち申請時来庁申 請からの交付枚数
H30.1月	294件※	81件	H30.1月	309枚	197枚※
H30.2月	257件※	90件	H30.2月	509枚	354枚※

※ 届出と同時に申請できなかった場合でも、常に申請時来庁方式で受け付けることとしているため、後日利用する者が多数存在

○申請時来庁方式の活用②(随時、庁舎内外で可、オンライン申請)

1. 概要

- マイナポータル用タブレット端末を使用し、顔写真の撮影を行い、そのままオンライン申請させる。あわせて本人確認及び通知カードの回収を行う(申請時来庁方式)。特に、マイナンバーを提示する必要がある税申告手続等の場合に有効。

2. ポイント

➢ 課題

必要書類の準備と申請又は交付のための来庁が住民にはハードル

➢ 実施詳細

・事前周知: 広報誌、HPで告知

↓

・平成30年2月6日～3月15日 税申告相談受付会場(各支所等の延べ43会場)で実施
(無料写真撮影サービス、オンライン申請サポート、本人確認、通知カード回収)

【実施に当たっての工夫】

オンライン申請後に再申請されていないことの確認が必要

(例: 申請者による写真の差し替え等を防止したい)

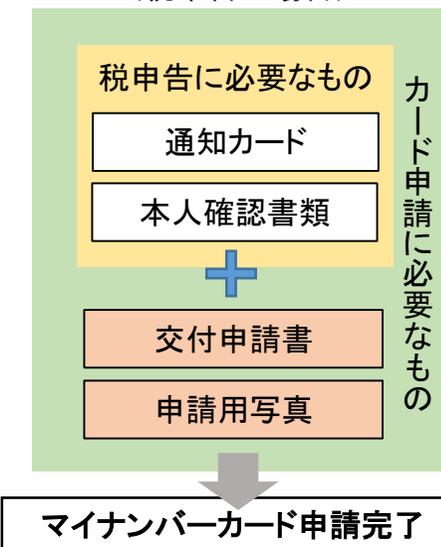
⇒ 市役所の端末からのみ申請させ、交付までの連絡は市役所が一括管理

(具体例) 「メール連絡用氏名」は「市設定の管理番号+氏名+生年月日の一部」を記載

「メールアドレス」は市役所のものを使用

カード交付前設定処理の際、カード券面と申請時登録情報の整合確認を実施

(税申告の場合)



3. 効果

申請実績 **236件(16日間、27会場)**

(住民側) 申請写真準備不要、交付のための再来庁不要

(職員側) 交付時のカード準備事務の負荷を平準化



申請窓口

※市民課窓口、事業所等に出張して同様に申請受付を実施

○申請時来庁方式の活用③(特定日時、庁外公共施設・不特定多数対象、郵送申請)

1. 概要

- 不特定多数の者が訪れる大型商業施設において出張窓口を開設、申請時来庁方式による申請受付
- 必要書類等の徹底した事前広報、マイナンバーカードに対する理解を深める多機能な出張窓口の開設

2. ポイント

【事前】周知広報

ポイント1
必要書類の徹底的な事前周知

- ・①本人確認書類、②通知カードが必要であることを周知
- ・市の広報紙・HPへの掲載、市内全域への回覧文書、報道発表(新聞掲載)

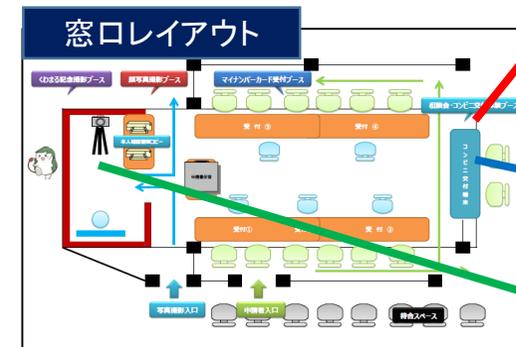
【後日】申請書チェック

- ステップ①:住基システムにおいて、4情報及びマイナンバーの確認【申請書記載内容の確認】
- ステップ②:住民票コードから申請書IDを検索(統合端末)、申請時来庁方式による専用管理簿を作成
- ステップ③:J-LISへの申請書送付
(→届いたカードを本人限定受取郵便で発送)

ポイント3 専用管理簿を作成(交付時に該当カードを容易に検索・特定可能)

【当日】出張窓口開設

- 日時:平成29年11月19日(日)、23日(祝) ※10時~16時
- 場所:市内2つの大型商業施設(いせさきガーデンズ、スマク伊勢崎)
- ・相談会、コンビニ交付体験、顔写真撮影を提供する多機能型の出張窓口



安心・安全
相談会を開催、疑問や不安を解消

利便性
コンビニ交付体験
取得メリットを実感

サポート
顔写真撮影等
申請サポート

- ・手書用の交付申請書に、撮影した顔写真を添付
- ・4情報が確実に確認できる本人確認書類及び通知カードを持参した者のみを受付

ポイント2 必要書類の厳格確認
(後日の申請書チェックを効率的に行う条件)

3. 効果

- 累計受付実績(申請時来庁方式): **415件**
- 出張窓口受付時間:約5分/人(通常:10分/人)⇒**市民の負担軽減**
- 後日の申請内容の確認⇒**職員の事務の平準化**

○マイナンバーカード持参者専用受付窓口の設置

1. 概要

- マイナンバーカードを持参するとスムーズに本人確認及び番号確認ができるため、税申告会場において、持参者専用の受付窓口を設置
- あわせて、同じ手続会場でカード未所持者の交付申請に対応

2. ポイント

- ① 事前周知
マイナンバーカード持参者専用受付窓口では、手続に必要な本人確認及び番号確認がスムーズに行えることをホームページにて広報

- ② 会場レイアウト

A: マイナンバーカード持参者専用

B: 一般用(誰でも利用可能)

の2通りの受付窓口を設置

(受付状況により、各窓口数は柔軟に対応)

- ③ マイナンバーカード申請窓口の開設

- ・無料写真撮影を実施

- ・申請時来庁方式による申請受付(今後予定)

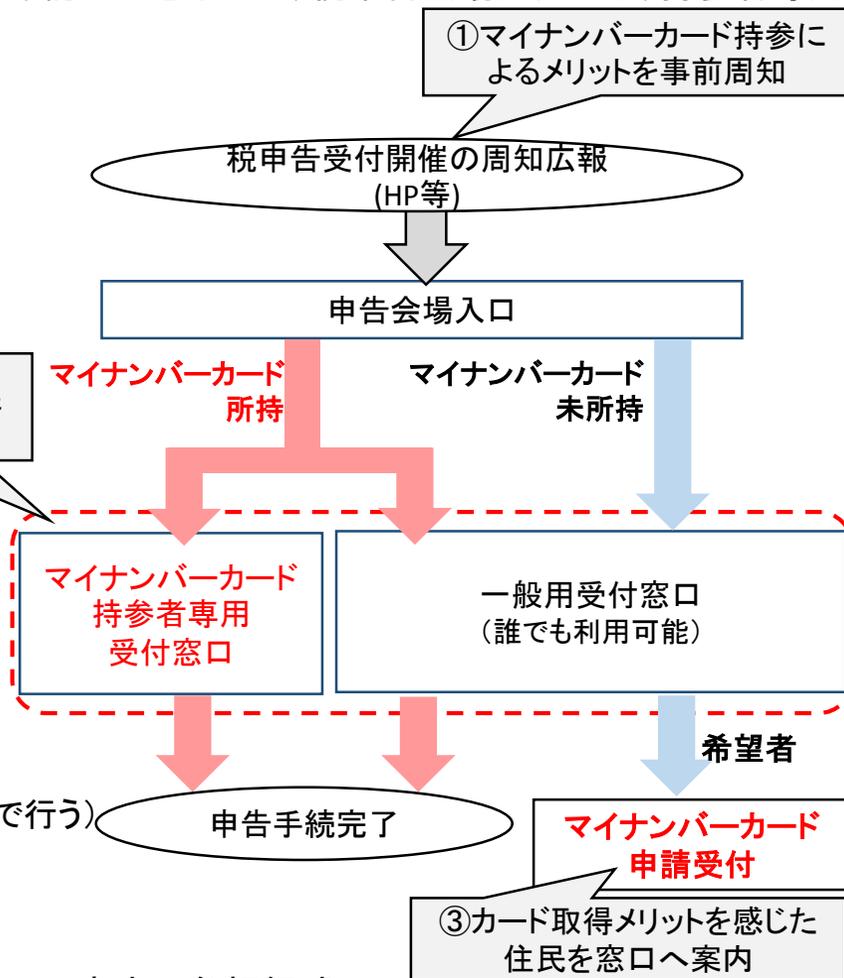
(本人確認及び通知カード回収を行う⇒交付は本人限定受取郵便で行う)

3. 効果

- ・専用受付窓口の設置により、カード取得への訴求

- ・同会場での申請時来庁受付 ⇒ 住民: 申請用写真・交付のための再来庁の負担解消

職員: 郵送交付により、住民来庁時のカード交付作業負荷を平準化可能



○学生を対象とした学校での申請窓口・交付窓口開設

1. 概要

- アルバイトや各種会員登録等において身分証明書のニーズが高まる専門学校や大学の新入生がターゲット
- 多くの時間を学校その他で過ごす学生は、自宅への郵送によるカード等の交付(受け取り)が難しい場合があるため、大学側に出向いて
 - ①申請受付 及び ②交付窓口 を設置

2. 実施内容

ステップ1: マイナンバー説明会+申請サポート

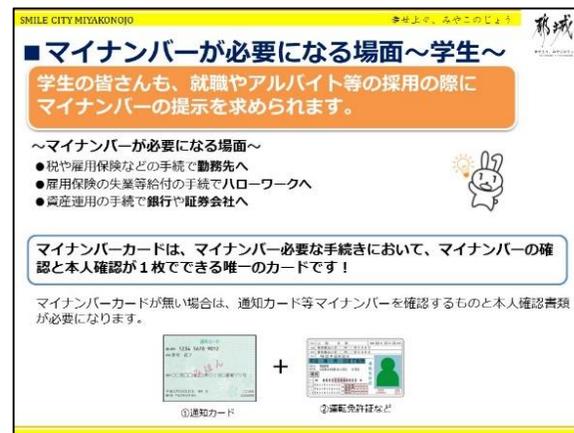
- ・事前に市から学校側事務局に説明、協力依頼
- ・説明会場でオンライン申請サポートを実施

ステップ2(試行):

- ① マイナンバー説明会+申請受付
 - ・事前に市から学校側事務局に説明、協力依頼
 - ・説明会場で申請受付(本人確認及び暗証番号の設定含む)
- ② 出張交付窓口
 - ・カード交付通知書の送付
 - ・大学等へ出向き、再度本人確認の上、交付

3. 実績

平成28年11月	A専門学校	7名	ステップ1
平成28年11月	B専門学校	42名	
平成28年12月	C専門学校	19名	
平成28年12月	A大学	16名	
↓			
平成29年12月	D専門学校	12名	ステップ2(試行)



学校の役割

ステップ1

- ・学生への事前周知(チラシ配布)
- ・申請者の把握(リスト化→市に提出)
- ・当日の会場準備

ステップ2(試行)

- ・学生へ交付通知書の到達確認
- ・交付場所の準備
- ・交付時間及び場所の周知

市の役割

ステップ1

- ・学校側への説明
- ・配布資料(チラシ)の作成
- ・申請書の準備
- ・オンライン申請サポート

ステップ2(試行)

- ・カード交付通知書の送付
- ・出張交付窓口の設置

実施合意

他の学校等に対しても引き続き営業活動を継続中
平成30年度も実施を検討中！

○高齢者による高齢者のためのマイナンバーカード取得支援

1 概要

- 主に高齢者を対象とするマイナンバー説明会を開催、希望者には、その場でカードの申請サポートを実施
- 説明会后、各受講者は、マイナンバーカードのサポーターとして、私生活や地域の場等においてカードの取得促進

【犬山市の場合】

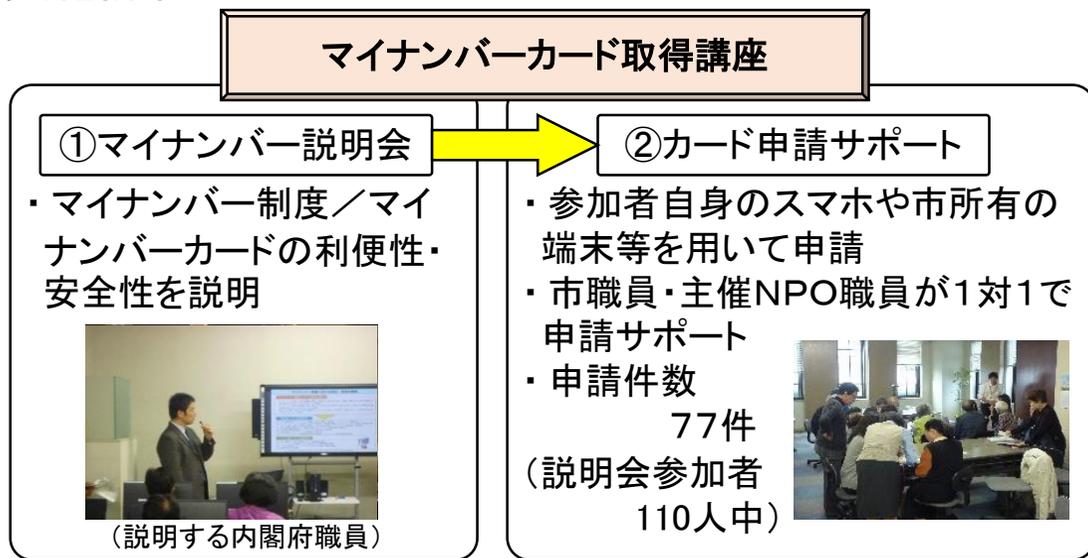
主催：NPOいぬやまe-コミュニティーネットワーク※

対象：同NPOによる高齢者向けICT講習会に参加実績のある住民

※ 民間資格「シニア情報生活アドバイザー資格」（一般財団法人ニューメディア開発協会）を取得した講師が中心となって運営。「シニアがシニアを教える」ICT講習や講師派遣を実施。

同様の団体は、全国に160あり、地域のICTリーダーとして活動するとともにシニアネットワークとして団体相互の連携による全国一体となった活動も展開。

2 実施詳細



地域でカード取得促進(申請サポート)



⇒ **制度、カードを理解**

⇒ **オンライン申請の操作を習得**

3 効果

- 情報ツールに不慣れな高齢者に身近なサポート人材を創出
⇒ ①無関心層の掘り起こし、②申請に心理的なハードルを感じている者の適切なサポートを実現